

建設キャリアアップシステムの構築と政策展開



「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」

1. システムの概要(P2～5)
2. 技能者の処遇改善に向けた取組(P6～21)
3. 事業環境の改善に向けた取組(P22～29)

1. システムの概要

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成31年1月以降システムを利用できる現場に限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年度より「本運用」を開始予定
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

①技能者情報等の登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】
- ・現場名
- ・工事の内容 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況等

②カードの交付・現場での読取

ビッ！



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付



③技能者の能力評価

技能者の能力評価の対象

- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）

建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能

これらを組み合わせて評価

※カードのカラーはイメージ



技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体（一財）建設業振興基金

Step.1 情報の登録（技能者の方）

技能者

- 必須情報
 - ・本人情報
(住所、氏名、生年月日、性別、国籍 等)
 - ・所属事業者名、職種
 - ・社会保険加入状況、建退共加入状況 等
- 推奨情報
 - ・保有資格、研修受講履歴、表彰
 - ・健康診断受診歴 等

【技能者登録料】

- インターネット申請 2,500円
- 郵送・窓口申請 3,500円
(1年あたり、250円または350円)
- ※早期割引あり
- ※60歳以上の方の特例措置あり
- カードの有効期間：10年
(本人確認書類未提出の場合は3年)

【申請方法】

- ①インターネット申請
 - ②郵送申請
 - ③窓口申請
- ※申請の際、本人確認書類として、顔写真付き証明書類（例：運転免許証、マイナンバーカード）を提出できない方は窓口申請のみ
※所属事業者等の代行申請も可

Step.2 カードの取得



Step.5 就業履歴の蓄積



※元請事業者の方は現場にカードリーダーを設置

Step.6 経験の見える化

建設太郎 / 技能者就業履歴			
現場名	就業年月	就業日数	立場
〇〇ビル	2016.06	10日	職長
△△マンション	2016.06	4日	作業責任者
□□ビル	2016.06	8日	作業責任者
合計		22日	



Step.1 情報の登録（事業者の方）

事業者

下請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

事業者

元請

【事業者登録料・管理者ID利用料】

- 事業者登録料（5年毎）
資本金に応じて3,000円～120万円
- ※個人事業主の方は一律3,000円
- ※一人親方の方は無料
- ※早期割引あり
- 管理者ID利用料（毎年）1ID:2,400円
※1ヶ月あたり200円。
- ※H31年3月迄は、利用数に関わらず無料
- ※H31年4月～H32年3月迄、1ID無料

Step.3 現場の登録

元請事業者として現場を開設する事業者の方は、現場を開設する際に現場・契約情報を登録

- ・現場名
- ・工事内容 等

【申請方法】

- ①インターネット申請
 - ②郵送申請
 - ③窓口申請
- ※元請事業者、上位下請事業者等の代行申請も可

Step.4 施工体制の登録

事業者の方は、現場・契約情報に対して、それぞれの施工体制を登録し、自社に所属する技能者の情報（氏名、職種、立場（職長等））を登録

- ・次数
- ・所属技能者の情報 等

【現場利用料】

- 1就業履歴ごと：3円
- ※就業履歴とは現場で技能者が就業した人日
(例) 20人の技能者が50日就業した場合 → 3,000円

技能者の処遇改善

○経験や技能に応じた処遇の実現

- ・システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、技能者をレベル分けする能力評価基準を検討
(レベルに応じてキャリアアップカードを色分け)
- ・技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化も進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備

<能力・経験の蓄積>



- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力
(登録基幹技能者講習・職長経験)

技能者情報のイメージ	
ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	SSS 1980/07/28
保有資格	
登録基幹技能者	取得 2016.06.20
技能講習	取得 2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業 2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済
健保	協会健保 建退共
年金	厚生年金
雇用	



<処遇改善の環境整備>



経験や資格に応じてレベル1からレベル4のカードを発行
カードの色で、取引先や顧客等に技能レベルをPR

現場管理の効率化

○社会保険加入状況等の確認の効率化

- ・現場に入場する技能者ひとりひとりについて、社会保険の加入状況等の確認が効率化

事業者名	技能者名	就業日数	社会保険加入
〇〇建設	〇〇〇男	11	○
〇〇建設	建設太郎	10	○
××工務所	□□□子	20	○
××工務所	□□次郎	20	○



○書類作成の簡素化・合理化

- ・施工体制台帳や作業員名簿の作成の手間やミスを削減

作業員名簿（イメージ）

氏名	職種	生年月日	現住所
〇〇男	型枠工	〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市
建設太郎	型枠工	△年△月△日	△△県△△市
□□子	鉄筋工	□年□月□日	□□県□□市
□□次郎	足場とび工	■年■月■日	■■県■■市

※赤枠部分にシステムに蓄積された情報が反映される

○建退共関係事務の効率化

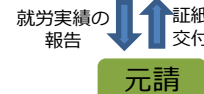
- ・技能者に証紙を交付する際の事務作業が軽減（現在は手作業で必要書面を作成している）

※建退共において、システムに蓄積された就業履歴を用いて、証紙請求書類（共通）を作成するソフトを開発し、提供予定

※また、建退共において、証紙に替えて電子的に就労実績を把握する方式の導入について検討が進められている



就労実績を把握



2. 技能者の処遇改善に向けた取組

- ・建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能者の知識や技能と組み合わせた「能力評価基準」を策定する。
- ・この能力評価基準に基づいて技能者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境整備を行う。
- ・更に、この技能者の能力評価基準と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化を進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備する。

技能者の能力評価の対象

- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力
（登録基幹技能者講習・職長経験）

建設キャリアアップシステム
により客観的に把握可能

これらを組み合わせて評価

※カードのカラーはイメージ

評価基準に合わせて
カードを色分け

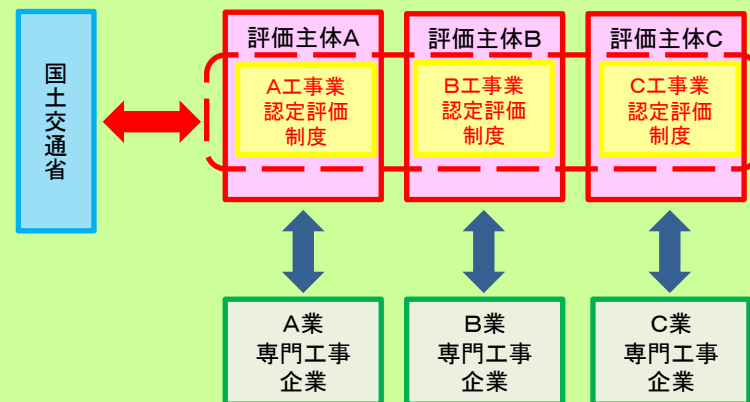


専門工事企業の施工能力等の見える化のイメージ

【見える化の対象項目（イメージ）】

- 所属する技能者の人数・評価
※ 建設キャリアアップシステムに基づく技能者の能力評価と連動
- 表彰・工事実績
- 建機の保有状況
- 安全性（無事故期間 等）
- 処遇・福利厚生（社会保険等への加入状況 等）
- 人材確保・育成（研修制度 等）
- 地域貢献（災害復旧、地域活動への貢献 等）
- 経営状況 等

（将来的なイメージ）



※評価主体としては、専門工事業団体等が考えられる。
※各評価主体が行う企業評価の項目や手法についてガイドラインで定める。

建設技能者の就業履歴や保有資格を業界統一のルールで蓄積する建設キャリアアップシステムが運用開始されることを踏まえ、システムの導入が技能者の処遇改善に繋がるよう、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価のあり方について検討を行う「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を設置する。

1. 検討会委員

右記のとおり

2. 検討内容

- ・評価の客観性の確保
- ・技能者の能力を評価する要素
- ・評価に要するコスト（費用・時間・手間）
- ・業種間のバランス

※諸外国の能力評価制度の調査や国内の資格制度の整理も実施
 ※専門工事業団体等へのヒアリングも実施
 ※専門工事企業の施工能力等の見える化への連動も視野に入れて検討

3. スケジュール

平成29年11月13日（月）	第 1 回検討会
12月14日（木）	第 2 回検討会
平成30年 1月29日（月）	第 3 回検討会
2月28日（水）	第 4 回検討会
3月20日（火）	第 5 回検討会
3月27日（火）	中間とりまとめ

委 員

芝浦工業大学建築学部建築学科 教授	蟹澤 宏剛○
千葉経済大学経済学部経営学科 准教授	藤波 美帆
（一社）日本型枠工事業協会 常任理事	後町 廣幸
（一社）日本建設躯体工事業団体連合会	青木 茂
（一社）日本機械土工協会 労働安全委員会委員	鈴木 喜広
（公社）全国鉄筋工事業協会 理事	池田 愼二
（一社）日本左官業組合連合会 理事 技術顧問	鈴木 光
（一社）全国建設室内工事業協会 理事	武藤 俊夫
（一社）日本電設工業協会 常務理事	中山 伸二
全国管工事業協同組合連合会 理事・技術部長	大熊 泰雄
（一社）日本空調衛生工事業協会 人材委員会委員	安達 孝
（一社）日本建設業連合会	能登谷 英俊
（一社）全国建設業協会 業務執行理事	星 直幸
（一社）全国中小建設業協会 常任理事	河崎 茂
（一社）住宅生産団体連合会 工事C S・安全委員会副委員長	宗像 祐司
全国建設労働組合総連合 技術対策部長	小倉 範之
（一財）建設業振興基金建設キャリアアップ	
運営準備室総括研究部長	田尻 直人

○座長

オブザーバー

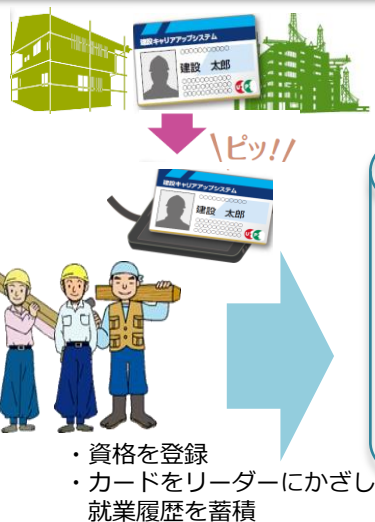
（一社）建設産業専門団体連合会 常務理事	道用 光春
厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課	
建設・港湾対策室長	吉野 彰一
厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室	
上席職業能力検定官	奥野 正和
国土交通省大臣官房技術調査課 建設技術調整室長	田村 央
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕技術企画官	頼本 欣昌
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室長	武井 利行

【事務局】

国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課長	出口 陽一
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 労働資材対策室長	矢吹 周平
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課	
専門工事業・建設関連業振興室長	高田 龍

- 建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
 - 基準に基づき、技能者の技能について、4段階の客観的なレベル分けを行う。レベル4として登録基幹技能者、レベル3として職長クラスの技能者を位置づけ。
 - 技能レベル(評価結果)を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や処遇の実現等を図る。
- ※年度内に成案を得て、建設技能者の能力評価制度に関する告示やガイドラインを定める予定

業界横断的な経験・技能の蓄積



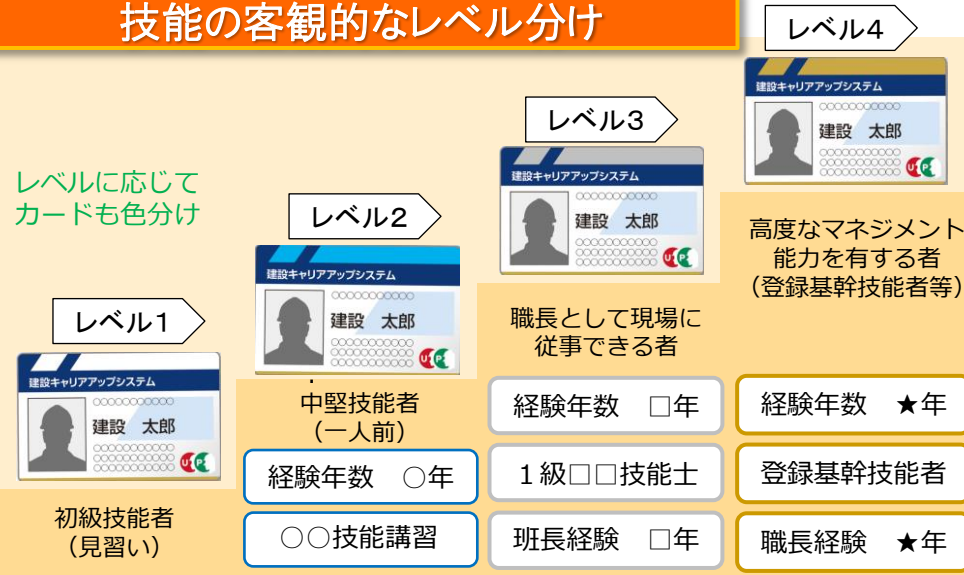
建設キャリアアップシステム

- 経験(就業日数)
- 知識・技能(保有資格)
- マネジメント能力(職長や班長としての就業日数 など)

能力評価基準(※)を策定し、レベルを判定

キャリアアップシステムと連携したレベル判定システム(仮称)を構築・活用

技能の客観的なレベル分け



※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準を策定

技能レベル(評価結果)を活用した処遇改善等

○技能の対外的PR

○キャリアパスの明確化

○専門工事企業の施工能力のPR



技能をPR!

キャリアアップに必要な経験や技能が明らかに



所属する技能者のレベルや人数に応じた評価を見える化



人材育成に取り組み、高い施工能力を有していることをPR

発注者
(公共・民間)

元請企業

エンド
ユーザー

取引先や顧客にPR(価格交渉力の強化)

若年層の入職拡大・定着促進

高いレベルの職人を育て、雇用する企業が選ばれていく

		鉄筋	とび	型枠	機械土工
レベル1		(建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者)			
レベル2	就業日数 ※1	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)	2年(430日)
	保有資格	・玉掛け技能講習	・玉掛け技能講習 ・足場の組立て等作業主任者技能講習	・丸のご等取扱作業者安全衛生教育	○車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 ○ローラー特別教育
レベル3	就業日数	7年(1505日)	8年(1720日)	7年(1505日)	7年(1505日)
	保有資格 ※2	○1級鉄筋施工技能士(組立て) ○1級鉄筋施工技能士(施工図)	・1級とび技能士	・1級型枠施工技能士	(青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター))
				・玉掛け技能講習 ・型枠支保工の組立て作業主任者技能講習 ・足場の組立て等作業従事者特別教育 ・クレーン運転特別教育 ・高所作業車特別教育 ・酸素欠乏危険作業特別教育(解体工のみ)	○車両系建設機械運転者安全衛生教育 ○ローラー運転者安全衛生教育
	職長又は班長としての就業日数	職長又は班長として 3年(645日)	職長又は班長として 2年(430日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル4	就業日数	10年(2150日)	15年(3225日)	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格 ※3	○登録鉄筋基幹技能者 ○優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ○安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ○卓越した技能者(現代の名工)	○登録とび・土工基幹技能者 ○優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ○安全優良職長厚生労働大臣顕彰	○登録型枠施工基幹技能者 ○優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)	○登録機械土工基幹技能者 ○1級建設機械施工技士 ○1級土木施工管理技士 ○優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)
				・足場の組立て等作業主任者技能講習	
	職長としての就業日数	職長として 3年(645日)	職長として 7年(1505日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)

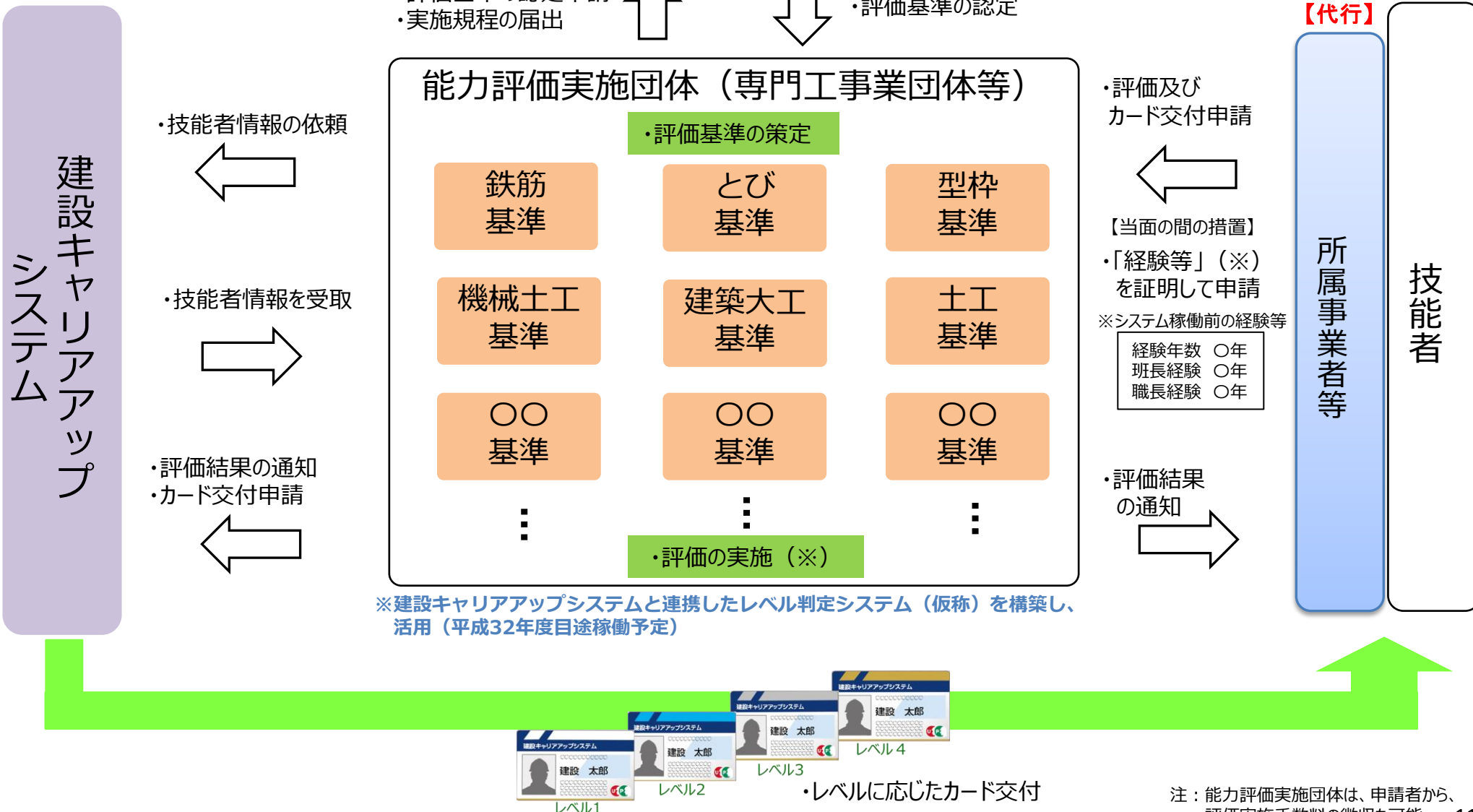
※1 就業日数:1年を215日として換算。

※2 レベル3の保有資格:レベル2の基準として設定された保有資格も必要。

※3 レベル4の保有資格:レベル2及びレベル3の基準として設定された保有資格も必要。ただし、合理的な理由が認められる場合はこの限りではない。

(例:レベル4の基準「建設機械施工技士」を取得していれば、労働安全衛生法令上、建設機械の運転業務を行うことが可能(別途「車両系建設機械運転技能講習」の取得を要しない)。

※4 ○印の保有資格は、いずれかの保有で可。



建設技能者の高齢化が進む中、建設業が「地域の守り手」として、安全・安心なインフラ整備・メンテナンス、早期の復旧・復興の担い手としての役割を果たしていくためには、建設技能者について更なる生産性の向上を図っていくとともに、技能や経験に見合った更なる処遇改善を図ることで、担い手を確保していくことが必要。

更なる生産性向上

【課題】

・工事を円滑に施工していくためには、作業指揮や安全管理を効果的に行い、現場の生産性を向上させることが不可欠

【施策概要】

・現場を支える職長クラスの技能者を対象とする、マネジメントスキル向上のための特別講習の実施

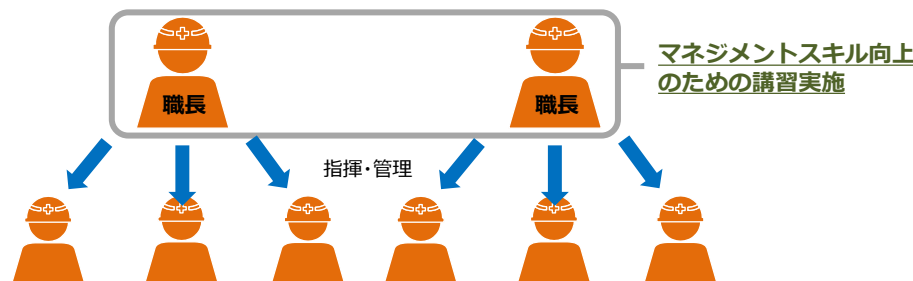
処遇改善に向けた環境整備

【課題】

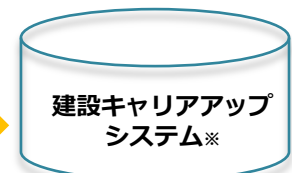
・建設技能者一人ひとりを効果的・継続的にレベルアップさせ、経験や技能に応じた処遇改善が図られる環境整備が必要

【施策概要】

・建設キャリアアップシステムと連携し、現場における就業経験などを的確に把握し、技能水準を評価するシステムを構築（建設キャリアアップシステムに蓄積された情報を活用）



技能水準を評価
するシステムの構築



※技能者一人ひとりの現場経験や
保有資格などを蓄積

施策効果

現場の生産性の向上を図るとともに、現場に従事する技能者の処遇改善を行うことにより、建設業の担い手を確保し、国土強靱化対策や復旧復興工事の施工に万全を期す

- 建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会中間とりまとめ（平成30年3月27日公表）を受け、専門工事業団体において、登録基幹技能者講習の創設を含め、職種毎の能力評価基準の策定に向けた検討が開始されている。

	建設技能者の能力評価基準づくり ワーキンググループ（平成30年6月設置）	建築大工技能者の能力評価検討会 （平成30年8月設置）	土工工事業の確立に向けた技能開発計画 策定委員会（平成30年8月設置）
検討職種	鉄筋、とび、型枠、機械土工	建築大工	土工
検討内容	・ 4 職種毎の能力評価基準	- 建築大工技能者を対象とした登録基幹技能者制度 - 建築大工技能者の能力評価基準	- 土工技能者を対象とした登録基幹技能者制度（創設） - 土工技能者の能力評価基準
構成員	●メンバー 日本型枠工事業協会、日本建設躯体工事業団体連合会、日本機械土工協会、全国鉄筋工事業協会、建設業振興基金 ●オブザーバー 日本左官業組合連合会、全国建設労働組合総連合、日本クレーン建設業協会 ●事務局 国土交通省土地・建設産業局、建設業振興基金	●委員長 蟹澤宏剛 芝浦工業大学教授 ●委 員 榎藤智之 東京大学特任准教授、日本木造住宅産業協会、日本ツーバイフォー建築協会、JBN・全国工務店協会、全国中小建築工事業団体連合会、全国住宅産業地域活性化協議会、全国建設労働組合総連合、プレハブ建築協会、住宅生産団体連合会、日本ログハウス協会、日本CLT協会、愛知県建設団体連合会 ●オブザーバー 国土交通省住宅局、土地・建設産業局、建設業振興基金、日本住宅・木材技術センター ●事務局 木を活かす建築推進協議会	●委員長 大崎精一郎 日本機械土工協会副会長 ●専門委員 蟹澤宏剛 芝浦工業大学教授、菅井文明 富士教育訓練センター専務理事 等 ●業界委員 日機協加盟各社、保坂益男 日本機械土工協会常務理事 ●オブザーバー 国土交通省、建設業振興基金 ●事務局 日本機械土工協会

その他、ALC協会（ALCパネル技能者）、CB工法協会（溶接技能者）、全国さく井協会（さく井技能者）等において、登録基幹技能者講習制度の創設に向けた検討が行われている。

背景・必要性

- 建設産業は、近い将来、高齢者の大量離職が見込まれることから、中長期的な観点からの担い手の確保・育成や、建設工事に係る施工水準の確保が課題。
- 人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進され、業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）が熟成されるための仕組みを構築。

※建設キャリアアップシステムにより可能となる「技能者の能力評価」等とも連動させる。

⇒「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」を開催（第1回；4月26日、第2回；6月7日、第3回；7月5日、第4回；8月7日、第5回；9月20日）

見える化制度の目指すもの

見える化制度

【評価イメージ】

評価項目	評価	評価方法（イメージ）
基礎情報	☆☆☆☆	建設業許可の有無 建設業の営業年数 建設業の従業員数 建設業の売上高 建設業の利益率 建設業の労働生産性
施工能力	☆☆☆☆	建設技能者の人数 キャリアアップカードの保有人数 建設技能者の技能レベル 建設技能者の技能取得状況
コンプライアンス	☆☆☆☆	建設業法の法令遵守 労働基準関係法令違反の状況 社会保険加入状況 労働安全衛生管理状況 労働環境改善状況

人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業の適正な評価

活用

発注者
(公共、民間)

ゼネコン

一般ユーザー
(エンドユーザー)

専門工事企業

- 建設技能労働者の処遇改善や人材への投資
- 業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）が熟成
- 過度な競争の抑制

見える化する項目

共通項目

基礎情報	・建設業許可の有無 ・建設業の営業年数	・財務状況等 ・社員数 ・団体加入
施工能力	・建設技能者の人数（キャリアアップカードの保有人数、レベル など） ・施工実績	
コンプライアンス	・建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況 ・社会保険加入状況	

業種ごとに選択項目（処遇・福利厚生、人材確保育成等）の検討

スキーム案

国土交通省

①認定

A工事業認定見える化制度

A業専門
工事企業
X社
Y社
Z社
・
・
・②情報
の提出⑥結果
の通知③各企業の
情報の整理
・提出専門工事業団体A
第三者委員会
(事務局：専門工事業団体A)

④情報の評価・まとめ

⑤結果の報告

⑦情報の見える化

元請企業

民間・公共発注者

入職者等

背景・必要性

○見える化制度の設計においては、専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会における議論を踏まえて、業種による特性を考慮して検討する必要があることから、「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」の下に「専門工事企業の施工能力の見える化ワーキンググループ」（以下「見える化WG」という。）を設置する。

1. 検討内容

見える化検討会中間取りまとめ（案）において、今後の課題として掲げた項目を中心に、見える化制度の運用にあたって、具体化を図るための検討を行う。

- 見える化の項目：共通項目について、評価を行う項目、行わない項目を検討。
選択項目について、団体で個別に採用する項目を検討。
- 評価基準：評価を行う項目について、星ごとの配点を検討。
- 手数料：手数料算定のための費用について検証。
- 手続きの簡素化：エクセル等のフォーマットの検討

2. 見える化WG構成員

メンバー：（一社）日本建設躯体工事業団体連合会、（一社）日本型枠工事業協会、（一社）全国基礎工事業団体連合会
（一社）日本機械土工協会、（公社）全国鉄筋工事業協会、（一社）日本左官業組合連合会、
全国建設労働組合総連合、（一財）建設業振興基金

オブザーバー：（一社）全国クレーン建設業協会

事務局：国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室、（一財）建設産業経理研究機構

3. スケジュール

第1回見える化WG（平成30年10月25日）

- 概ね、1～2月に1回のペースで開催。
- 検討状況については、専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会メンバーに適宜報告

改正入管法に基づく特定技能外国人の受入れにあたっては、受け入れる外国人の適正な就労環境確保の観点から、特定技能外国人を雇用する事業者と当該特定技能外国人について、建設キャリアアップシステムへの登録（事業者登録及び技能者登録）を義務付け。

●建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、法第2条の3第1項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

（略）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（略）

（2）建設分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（略）

イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件

建設業では、従事することとなる工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動するという実態もあり、特に外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、以下のとおりとする。

①～④ （略）

⑤ 特定技能所属機関は、当該機関及び受け入れる特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。

⑥～⑪ （略）

<①公共工事での評価> ※建設業働き方改革加速化プログラム（平成30年3月20日策定・公表）

○技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する

- ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する
- ・技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する

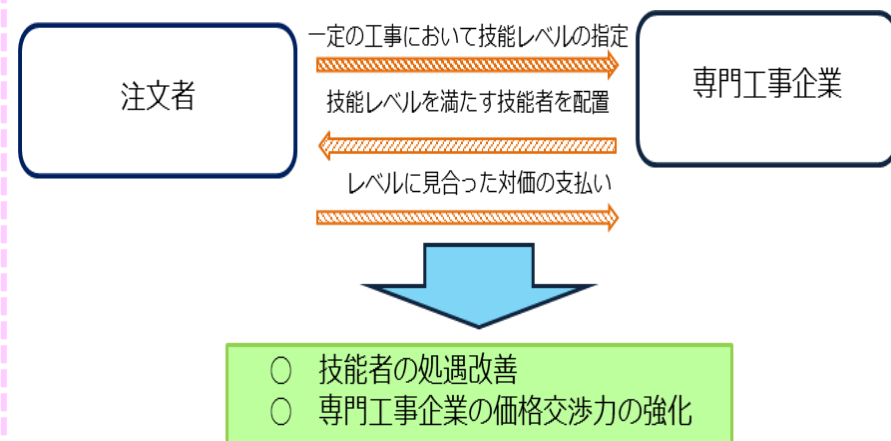
<②技能レベルの指定制度の創設> ※中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成30年6月22日公表）

○一定の工事において、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指定できる制度の創設

工事の適正な施工の確保や品質の向上の観点から必要と認められる場合（※）等において、注文者が請負人である建設企業に対し、一定の工種の工事の施工に必要な一定の技能レベルを指定することができる制度を検討（※）例えば、現場作業において一定の技能が要求される工事、多数の現場作業員のマネジメントが必要となる工事などが想定される。

⇒当面、建設キャリアアップシステムの本運用後、能力評価制度等の普及状況などを踏まえ引き続き検討。

※中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会平成31年審議第1回基本問題小委員会（平成31年1月16日公表）



建設分野における上乗せ基準(案)

	特定技能 (新設する基準)	技能実習 (追加する基準)	外国人建設就労者受入事業 (追加する基準)
受入企業に関する基準	・1号特定技能外国人に対する処遇、安全衛生教育及び技能の習得に関する計画について国土交通大臣の認定を受けること ・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること ・建設業者団体が共同して設立した、外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体（国土交通大臣の登録が必要）に所属していること 等	・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること	・建設キャリアアップシステムに登録していること
処遇に関する基準	・1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬として、雇用契約等に明記された金額を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うこと ・1号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、重要事項を書面にて母国語で説明していること ・1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等	・技能実習生に対し、雇用契約等に明記された金額を安定的に支払うこと ・技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること	・外国人建設就労者に対し、雇用契約等に明記された金額を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うこと ・外国人建設就労者に対し、雇用契約を締結するまでの間に、重要事項を書面にて母国語で説明していること ・外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること
その他	・1号特定技能外国人（と外国人建設就労者との合計）の数が、常勤職員の数を超えないこと	・技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと	・（1号特定技能外国人と）外国人建設就労者（との合計）の数が、常勤職員の数を超えないこと

厚生労働省の平成31年度要求の概要

厚生労働省平成31年度予算要求資料

※◆は建設業に特化した支援
()内は平成30年度当初予算額

人材確保

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援【見直し】

58.4億円(53.3億円)

- ・ 雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に経費や賃金の一部を助成する。助成目的別に人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金及びトライアル雇用助成金がある。
- ・ 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について、①賃金助成の対象者が「建設キャリアアップシステム」登録者の場合に所定の助成額に10%を加算すること、②対象となる技能実習にeラーニングを含む通信制講座を新たに追加すること、③生産性の伸びに伴う助成率・額の加算の要件を過去3年間から3年後の生産性伸び率6%とすること、等の見直しを行う。

◇ ハローワークにおける人材不足分野に係る就職支援の拡充【拡充】

34.2億円(25.8億円)

- ・ 雇用吸収率の高い分野へのマッチング支援を強化するため、人材確保支援の総合窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援を実施。
- ・ 「人材確保対策コーナー」においては、求人者への求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、業界団体との連携による求人者向け・求職者向けセミナーや事業所見学会・就職面接会の開催等を行う。

◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援【継続】

15百万円(15百万円)

- ・ 建設等も含めた多様な業種に関しての職業理解を進めるため、業界団体や地元企業による高校内企業説明会等を実施する。

- 「人生100年時代構想会議」の基本構想を踏まえた人材投資の促進
 - 「建設キャリアアップシステム」の普及促進
- 以上の観点から、「人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース」に関して、制度の一部を見直しする。

建設労働者技能実習コースの概要

○雇用する建設労働者に技能実習を受講させた場合に、受講経費等や受講日数に応じた日額を助成。（経費助成及び賃金助成）

【対象となる技能実習】

- ・ 安衛法による教習、技能講習、特別教育
- ・ 能開法による技能検定試験のための事前講習
- ・ 教育訓練給付金の支給対象となっている建設業法で定める技術検定に関する講習など

【助成対象、助成率・額】

1 中小建設事業主（※受講対象：男性・女性労働者）

（1）労働者数20人以下

①経費助成：75% ②賃金助成：7,600円/人日

（2）労働者数21人以上

①経費助成：35歳未満_70% 35歳以上_45% ②賃金助成：6,650円/人日

2 中小以外の建設事業主（※受講対象：女性労働者のみ）

①経費助成：60%

制度の一部見直し

平成30年度

- 対象となる技能実習
教育訓練給付金の支給対象となっている建設業法で定める技術検定に関する講習（**通学制のみ**）等
- 賃金助成単価
労働者数20人以下の中小建設事業主：7,600円/人日
労働者数21人以上の中小建設事業主：6,650円/人日
- 生産性要件
支給申請を行う直近年度と3年度前を比較

平成31年度

- 対象となる技能実習
教育訓練給付金の支給対象となっている建設業法で定める技術検定に関する講習（**通学制とeラーニング方式も含む通信制**）等
- 賃金助成単価
労働者数20人以下の中小建設事業主：7,600円/人日
<建設キャリアアップシステム技能者情報登録者については、8,360円/人日>
労働者数21人以上の中小建設事業主：6,650円/人日
<建設キャリアアップシステム技能者情報登録者については、7,315円/人日>
- 生産性要件
要件適用を成果主義へ変更（3年後に支給）



要請の概要

日 時：平成30年3月27日 17:30～18:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

石井国土交通大臣から建設業団体トップへの要請内容(ポイント)

〇週休2日の確保をはじめとした長時間労働の是正について

- ・時間外労働の段階的な削減や週休2日の確保に向けた具体的かつ実効性ある取組（計画の策定や会員企業をあげた運動など）

〇給与・社会保険について

- ・公共工事設計労務単価の引き上げや政府全体でも賃金の3%引き上げを進める方針であることを踏まえ公共工事、民間工事を問わず、建設業の担い手の給与について、目に見える形での引き上げ
- ・週休2日工事における補正措置も含め、現場の技能者まで給与や法定福利費が確実に行き渡るよう、更に思い切った具体的な取組の実施
- ・将来にわたって技能者一人一人の経験や技能にふさわしい処遇を実現し、キャリアの見通しを示す新しい建設業の制度インフラとなる建設キャリアアップシステムへの加入の促進についての一層の協力

〇生産性の向上について

- ・積極的なICTの活用等による生産性向上の取り組み
- ・タブレットによるペーパーレス化やウェアラブルカメラの活用等、IoT技術や新技術の導入

【今後について】

今年の夏を目途に、今回の要請を受けた建設業団体としての取組や国土交通省の施策の進捗を共有し、さらなる具体的展開や強化につなげていく。

3. 事業環境の改善に向けた取組

【元請、上位下請業者の現場管理の高度化】

○事業者は自社の所属技能者の情報を一覧で表示し、各所属技能者の就業履歴の他、有資格者数や社会保険加入状況を確認することが可能。

[illegible]

○所属技能者の就業履歴を歴日毎に集計できるので、労務管理等の業務の効率化が図れる。

所屬技能者就業履歴一覧（出面管理）

出面無計表

雇用事業番 〇〇建設株

就業年月 自 2019/5/1 至 2019/5/30

■ 「技能者出面情報」より
■ 本表に直接入力

月次一括印刷

ID	技能者名	現場名(場所)	派遣員加入	就業日数	5月														6月				残業(H)	深夜(H)	休日(日)	総結	メモ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	1	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
123456789012	建設 太郎	××アパート	○	20	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	休	休	休	休	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

- 元請事業者、上位下請事業者は、現場に入場している全ての協力会社や技能者の稼働状況をリアルタイムに把握可能。
- さらに、現場に従事する技能者の保有資格、社会保険加入状況や就業経験などを正確に確認できる。

自社に関する現場一覧

雇用事業者 〇〇建設(株)

就業年月 自 2019/6/1 至 2019/6/30

現場名 住所 元請名

××アパート新築工事 千葉県〇〇市〇〇〇〇〇1-23 〇〇建設

△△ビル新築工事 東京都〇〇区×××2-4 ××JV

〇〇マンション改修 東京都△△市△△6-1 △△建設

現場情報

現場ID 123456789012

現場名 ××アパート新築工事

所在地 千葉県〇〇市〇〇〇〇-23

元請名 〇〇建設

発注者 △△住宅

工期 2019.06 ~ 2019.09

工事内容

用途 共同住宅 建築面積 〇〇〇〇㎡

構造 木造 延床面積 〇〇〇〇㎡

階数 〇階

工種 土木

職業 工役

下位事業者一覧

事業者名 ▽▽建設(株)

現場での自社の立場 現場ID 現場名 施工体制に登録した人数 事業者ID 事業者名 代表者名 住所

元請事業者 CD1234 〇〇工事 一次 AB3456 〇〇建設 〇〇〇〇 東京都〇〇市〇〇〇3-23

下請事業者 CD1234 〇〇工事 一次 CD1234 〇〇工業 〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇〇3-34

元請事業者 CD1234 〇〇工事 二次 EF5678 △△工務店 〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇〇2-13

下請事業者 RS4567 △△新築工事 二次 GH6789 ××統括 〇〇〇〇 東京都〇〇市〇〇〇1-24-3

下請事業者 RS4567 △△新築工事 二次 QR2345 ■△興業 〇〇〇〇 埼玉県〇〇市〇〇〇56

作業員履歴一覧情報

元請上位事業者 〇〇建設(株)

現場名(場所) ××アパート

就業年月 自 2019/6/1 至 2019/6/30

事業者名 技能者名 就業日数 作業内容等 立場 健康診断受診 社会保険加入 通過 加入

〇〇建設(株) 建設 太郎 20 大工工事 〇 〇

〇〇建設(株) 〇〇 男 21 大工工事 職長 〇 〇

〇〇建設(株) 〇〇 女 18 大工工事 〇 〇

××工務所 〇〇 〇部 15 電気工事 〇 〇

××工務所 〇〇 次郎 15 大工工事 〇 〇

××工務所 〇〇 太郎 20 電気設備工事 職長 〇 〇

××工務所 〇〇 花子 20 電気設備工事 〇 〇

現場の情報を迅速に把握！



一覧から事業者を選択して、
事業者情報・現場に入場した
所属技能者一覧、技能者情報
を閲覧できる

・社会保険加入状況等の確認の効率化 ・書類作成の簡素化・合理化 ・建退共関係事務の効率化

事業者名	技能者名	就業日数	社会保険加入
〇〇建設	〇〇〇男	11	○
〇〇建設	建設太郎	10	○
××工務所	□□□子	20	○
××工務所	□□次郎	20	○

[illegible]

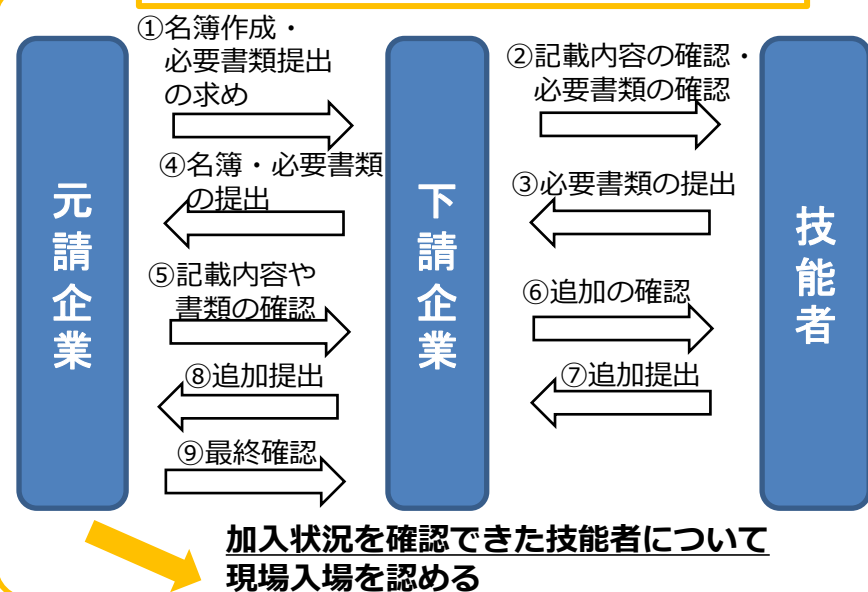
書類作成の簡素化・合理化などを通じて、企業の生産性を向上させ、適正な施工確保に注力

- 社会保険加入対策については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、元請企業に対し、
- ・現場に入場する技能者について、加入状況を確認し、未加入の場合には加入指導を行うこと
 - ・遅くとも平成29年度以降においては、未加入技能者は現場入場を認めないとの取り扱いとすべきとしている。
- システムの情報を活用することにより、ガイドラインに基づく取組について、合理化・効率化が期待できる。

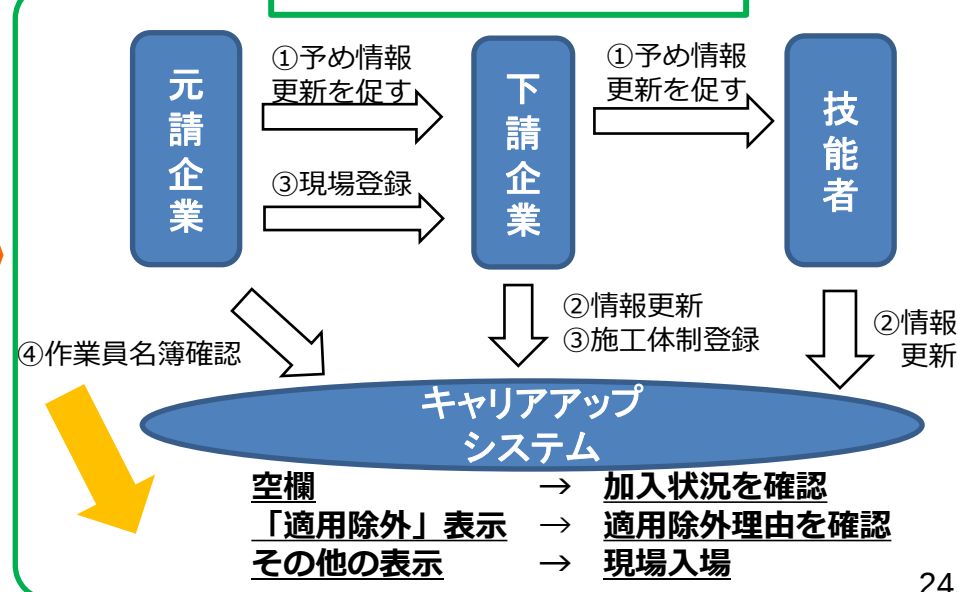
システムを活用した社会保険加入対策

- ①元請企業は、あらかじめ下請契約の候補となりうる建設企業に対し、当該企業自身と所属技能者について、システムに登録した情報の更新を促す。
- ②下請企業及び技能者は、システムに登録した情報を更新しておく。
- ③元請企業による現場情報の登録後、下請企業は、更新された情報を用いて、施工体制登録を行う。
- ④元請企業は、施工体制登録により作成された作業員名簿を確認し、
 - ・空欄となっている技能者に対し、下請企業を通じて加入状況の確認を行い、未加入の場合は加入指導を行う
 - ・「適用除外」と表示された技能者に対し、当該技能者の技能者情報を閲覧して適用除外理由を確認。必要に応じて、適用除外理由を証明する書類を別途確認

システムを活用しない場合（現状）



システムを活用する場合



○作業員名簿における社会保険加入状況の見方

番号	ふりがな	健康保険	
	氏名	年金保険	
	技能者ID	雇用保険	
		保険名称の列	保険番号の列
1	けんせつ たろう	健康保険の行 協会けんぽ	1234
	建設 太郎	年金保険の行 厚生年金	年金保険の保険番号欄は 保険番号は表示されない。
	11111111111111	雇用保険の行 雇用保険名称欄は「適用除外」 又は「日雇保険」のみ表示される	9012

【①健康保険】

④に該当する場合を除き、左欄に保険名称又は適用除外の別が表示され、右欄には保険番号の下四桁が表示される。(注)

【②年金保険】

④に該当する場合を除き、左欄に保険名称又は適用除外の別が表示される。※右欄は空欄（保険番号は表示されない）

【③雇用保険】

④に該当する場合を除き、右欄には保険番号の下四桁が表示され、左欄は空欄となる。
※適用除外又は日雇の場合のみ左欄に情報が表示される

【④ 3 保険共通】

未加入者、郵送・窓口申請時に各保険に加入していることを証明する書類を添付しなかった場合、けんぽ適用除外承認済を選択し証明書類を添付しなかった場合は、左欄及び右欄の「両欄」が空欄となる。

注：適用除外理由として、「けんぽ適用除外承認済」を選択した場合はその旨を右欄に表示させる予定（時期未定）。

番号	ふりがな	健康保険		
	氏名	年金保険		
	技能者ID	雇用保険		
1	けんせつ いちろう	協会けんぽ	1234	適切な保険に加入 (3保険) ※法人又は個人事業主（5名以上）に雇用されている者
	建設 一郎	厚生年金		
	11111111111111		9012	
2	どけん いちろう	適用除外		適切な保険に加入 (雇用保険) ※個人事業主（5名未満）に雇用されている者が想定
	土建 一郎	適用除外		
	22222222222222		7890	
3	じゅうたく さぶろう			社会保険未加入 又は 加入している保険の証明書類の添付無し ※所属事業所の形態は不明
	住宅 三郎	両欄が空欄の場合 は要確認		
	33333333333333			
4	とうきょう じろう	適用除外		(個人の責任で健康保険と年金保険に加入) ※個人事業主（一人親方）が想定
	東京 二郎	適用除外		
	44444444444444	適用除外		
5	かながわ じろう			健康保険・年金保険未加入 又は 加入している保険の証明書類の添付無し ※所属事業所の形態は不明
	神奈川 次郎	両欄が空欄の場合 は要確認		
	55555555555555		9024	

さらに、適用除外理由は「社会保険・適用除外の理由一覧」から確認可能。

キャリアアップシステムを活用した建退共事務の効率化イメージ

- 建設キャリアアップシステムに蓄積された就業履歴データを、建退共が提供するアプリケーション（就労実績報告書作成ツール）で読み込むことで、元請けに対する請求書類や就労実績報告書を電子的に作成可能。

就労実績報告書作成ツール（以下 ツール）とは？

- （独）勤労者退職金共済機構（以下 建退共）が開発する、就労実績報告書を統一した様式で作成できるアプリケーション。
- 本ツールは建退共ＨＰでダウンロードして使用する仕組み。

【下請業者の作業】

就労履歴
データ

出力

※ファイル形式は
CSV等を想定

下請メニュー

就労報告書作成ツール

[illegible]

出力

建退共事務受託様式5号		昭和 年 月 日 123													
※統一様式															
元請建設株式会社 局															
受 託 事 業 所 一 次 建 設 株 式 有 限 公 司 住 所 東京都〇〇区〇〇〇〇-XXXX 電 話 番 号 63999999 通 信 回 線 番 号 〇 × 〇 駅 前 再 開 発 工 事 〇 1 工 事 名 工 事 〇 ー D 工 事 〇 ー D 123456789															
		印													
次の表のとおり、使済実績を報告します。															
No.	資源消費番号	項目	品名	買入状況 平成28年9月1日～											
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	666666666	1	デンキ グロウ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20日
2	777777777	2	セツピ ジロウ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20日
3	888888888	3	ドボク ハナコ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20日
4	999999999	4	ケンセツ タロウ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20日
				一次建設株式会社 小計 4人 80日											

- ①下請はキャリアアップシステムにログインし、
管理メニューからシステムに蓄積された就業履歴
データを出力

- ②下請は就業履歴データをツールで読み込み元請に提出する請求書類を出力。

- ③統一様式で請求書類が自動作成。
下請は請求書類と併せて請求データをメール等で元請に提出。

メール等

提出

請求
データ

受領

讀辺

※ファイル形式は
CSV等を想定

【元請業者の作業】

就労報告書作成ツール

元請メニュー

元請会社業務メニュー

元請会社からの報告書作成と得意先情報入力、工事報告書作成、更新処理。

協力会社の業務メニュー

元請会社からの報告書作成と得意先、建設内容の追加入力、上記から報告書の作成が可能。

設定変更

事務所や担当入力、得意先や建設内容の追加入力、得意先設定変更が可能。

元請メニュー

最近の操作

2018/10/05 09:19:53 新記録：新記録3件 (計 28件)

2018/10/04 11:30:38 新記録：新記録24件 (計 49件)

2018/10/03 18:41:06 新記録：新記録25件 (計 25件)

2018/10/03 14:25:10 工事情報：新記録1件 (計 4件)

2018/10/02 14:07:49 新記録：新記録21件 (計 31件)

2018/10/03 09:05:57 工事報告：新記録1件 (計 1件)

2018/10/02 11:56:18 工事報告：新記録1件 (計 1件)

2018/10/02 19:19:42 工事報告：新記録1件 (計 1件)

2018/10/01 16:30:01 新記録：新記録100件 (計 100件)

2018/10/01 15:20:51 新記録：登録

2018/10/01 15:20:07 アプリケーション開発

出力

建退共制度就業実務報告書
※統一様式

製 造 号 123
 報 告 日 2018 年 10 月 1 日

元請建設株式会社 殿

住 宅 事 業 所 名 一次建設株式会社
 住 所 東京都〇〇区〇〇xxxxx
 所 属 業 務 者 数 539999
 工 事 名 〇×△駅前再開発工事その1
 工 事 コード 123456789
 業 種 〇

保証責任者欄
 印

次の表のとおり、就業実務を報告します。 報告期間： 2018 年 9 月 1 日 ~ 2018 年 9 月 30 日

No.	共同作業番号	業 種	共同作業名	共同作業番号	共同作業名	就業人数 30/円
1	639999	1	一次建設株式会社	639999999	〇×△駅前再開発工事その1	20 日
2	639999	2	一次建設株式会社	639999999	〇×△駅前再開発工事その1	20 日
3	639999	3	一次建設株式会社	88888888	トボク ハナコ	0 日
4	639999	4	一次建設株式会社	99999999	〇×△駅前再開発工事その1	20 日

一次建設株式会社 小計 4人 80日

必用な証紙枚数

⑤統一様式で就労実績報告書が自動作成。
下請に交付する証紙の枚数を簡単に把握

④元請は下請から受領した請求データをツールで読み込み就労実績報告書を出力

交付

計上

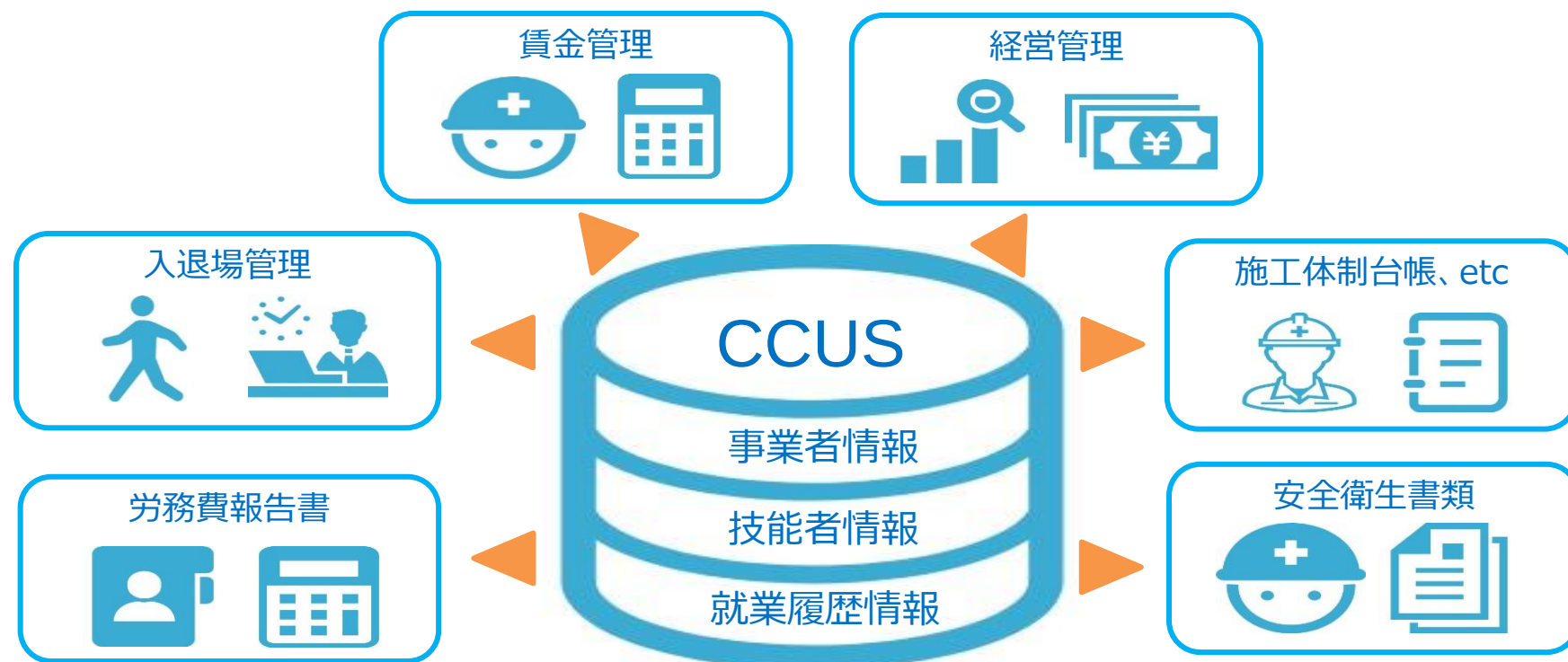
【証紙】

- ⑥元請は就労実績報告書に基づき
下請に必用な証紙の枚数を交付

○民間システムとのAPI連携による蓄積データの活用

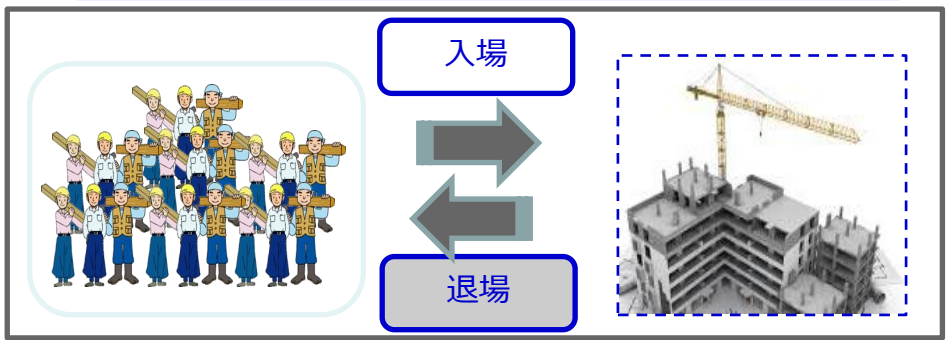
建設キャリアアップシステム（CCUS）に蓄積されている真正性のある技能者情報・事業者情報は、様々な機能を有する民間システムがCCUSとAPI連携することにより、勤務時間管理や給与計算、書類作成など様々な業務に活用できます。

【民間システムとの連携イメージ】

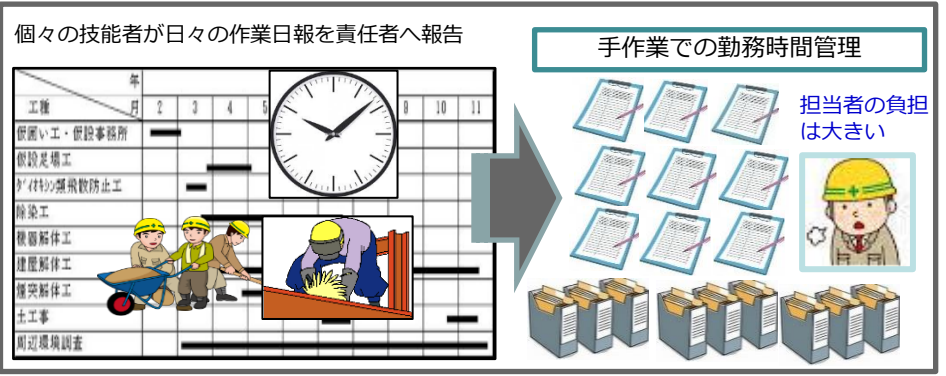


- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制が適用
- また、平成31年4月1日より改正労働安全衛生法が施行され、事業者に対し、労働者の労働時間の状況について客観的な方法等により把握することを義務付け
- こうした規制に対応していくためには、建設キャリアアップシステムを導入し、その情報を活用していくことが有用

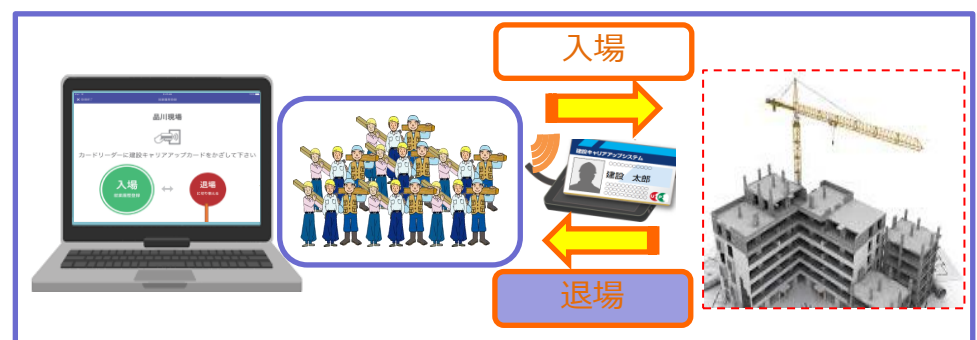
建設現場における勤務時間管理の現状



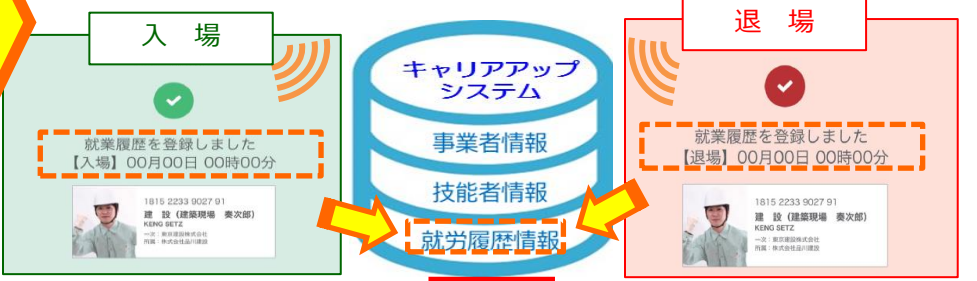
- 技能者は様々な現場作業に従事
- これらの技能者を雇用する建設企業において、個々の技能者について勤務時間管理を実施



キャリアアップシステムを活用した対応



- 「入場時」と「退場時」にキャリアアップカードをカードリーダーに読み込ませることで「入退場時刻」の記録が可能



建設キャリアアップシステムを活用した働き方改革への対応策について検討

(例) キャリアアップシステムに記録された「入退場時刻」について、民間システムと連携して、勤務時間管理に活用